

地域計画

策定年月日	令和7年3月27日
更新年月日	()
目標年度	令和10年度
市町村名 (市町村コード)	南部町 31389
地域名 (地域内農業集落名)	武信・道河内地区 (武信、道河内)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	9.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	9.2 ha
② 田の面積	8.7 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.6 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	2.5 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・平成18年隣接の武信集落と合同で集落営農組織を立ち上げ共同の取組で地域の農地を維持管理していくことにした、平成28年に隣接集落(徳長)を加えA法人(構成員31名)を設立し、集落の農業者(7人)は法人の構成員として、地域の守るべき農地の管理を行っている。
- ・集落の農地は、未整備で小区画のため作業条件が悪い、耕作を継続するのは基盤整備を行う必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・圃場条件から作付作物は米主体となるが、実需者との直接販売を主とし実需者の求める米を生産していく。
- ・一部農地(山崎区画)は水田から畑地化を行い、法人を中心に南部町の地域振興作物である、白ネギ・エゴマ等の野菜へ転換する。
- ・有機栽培に取り組み、堆肥の施用、緑肥のを行う。
- ・作物栽培に適さない農地については林地化し、しいたけの原木(ナラ・クヌギ)の植林を検討する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・地域の守るべき農地については、A法人に集積し活用する。			
・原木しいたけ栽培は、法人が中心となって集落全体での取り組みとする。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	83	%	将来の目標とする集積率
			97 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
効率的な営農を行うため、集約化を目指し、農業者や関係機関で話し合いに取り組む。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・農地利用最適化委員と相談し、農地の団地化を図り中間管理機構機構を活用する。 ・五反田(71. 8a)田中(70. 9a)山崎(67. 4a)計210.1aについては基盤整備を行い集積する。 ・家の奥(37. 3a)については林地化を検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・現在164. 6a中間管理機構を通して法人に集積済み。残りの農地については基盤整備後中間管理機構を通して法人への集積を図る。 ・集積にあたり、農地利用最適化委員及び集落の相談員が中心となり、農地所有者の同意を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組
各種補助事業の活用を検討し、五反田地区及び田中地区は、区画整理・用排水路の改修を行う。山崎地区は畑地化を図り基盤整備後は水稻の作付は行わず将来にわたり畑作物を作付けする。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
法人を中心に農地を担うが、畑地については、関係機関と連携を図り地区外からの多様な経営体の受け入れを目指す。(D「エゴマ」・E「ブロッコリー」・B法人「小麦」「大豆」)
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・2へ、しいたけ原木(ナラ・クヌギ)の植林及び管理等を委託する。 ・1へ、堆肥散布を委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①侵入防止柵の設置について、県・町の事業を活用した被害防止を促す。また、ヌートリアの捕獲講習の開催等により、新たな捕獲人材を確保する。

②多面的機能支払交付金、環境保全型農業等の推進により、減農薬・減肥料などの取組を段階的に進める。

③スマート農機の導入により、農業者の作業負担軽減と生産の効率化を図る。

⑦日本型直接支払交付金(多面的機能支払交付金活動組織 1組織、中山間直接支払交付金 1協定)を活用し、農地の保全・管理を図る。保全管理を行う農業用施設については、組織及び協定の活動計画書による。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 10 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	複合	7.7 ha	- ha	複合	8 ha	- ha	A	
認農	B	複合	- ha	- ha	複合	1 ha	- ha	B	
			ha	- ha		ha	- ha		
			ha	- ha		ha	- ha		
			ha	- ha		ha	- ha		
			ha	- ha		ha	- ha		
			ha	- ha		ha	- ha		
			ha	- ha		ha	- ha		
			ha	- ha		ha	- ha		
			ha	- ha		ha	- ha		
			ha	- ha		ha	- ha		
			ha	- ha		ha	- ha		
			ha	- ha		ha	- ha		
			ha	- ha		ha	- ha		
計	2経営体		7.7 ha	0 ha		9 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	1	肥料散布	水稻
2	2	植林・管理	しいたけ

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。